

＊ ＊重度心身障害者医療費助成制度（福祉医療） ＊ ＊

重度心身障害者医療費助成制度は、重度心身障がい者の保険診療による医療費の自己負担分を助成することにより、重度心身障がい者の保健の向上を図り、福祉の増進を資することを目的としています。

以下の要件に該当する方は、申請により「福祉医療費受給者証」を交付します。

＊助成内容

保険診療による医療費の自己負担分

＊対象者

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
障害年金1級、特別児童扶養手当1級、特別障害者手当 等 の該当者

＊所得制限

対象者本人の所得が、一定の制限額を超えない方

※制限額は、扶養の人数等によって異なりますので、お問い合わせください。

＊助成開始日

- ・ 転入の場合、転入月の申請であれば転入日から
- ・ 上記以外の場合は、申請月の初日から

＊申請に必要なもの

- ・ 対象者（注1）の身分確認書類（障害者手帳等顔写真つきのもの）
- ・ 健康保険証
- ・ 対象者（注1）及び被保険者（国保の場合は世帯主）の印かん
（※対象者（注1）及び被保険者本人が来庁の場合は不要）
- ・ 障がいの程度を証するもの
- ・ 対象者の個人番号がわかるもの（個人番号カードもしくは通知カード）
（※山口市で対象者の所得状況が確認できる場合は不要）
- ・ 山口市で所得状況の確認できない方（転入・他市課税等）は、所得および控除の内訳が確認できる所得課税証明書（注2）又は、地方税関係情報の取得に関する同意書
（注1）対象者が未成年の場合は保護者
（注2）申請時期によって必要な書類の年度が異なります。

◆毎年7月1日に更新をします。このとき所得制限の判定年度が変わります。

＊申請場所

保険年金課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）及び分館、大海総合センター

※土・日・祝祭日を除く。

＊ ＊後期高齢者医療制度 ＊ ＊

65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度へ加入することができます。
なお、加入後も75歳未満であればいつでも将来に向かって同制度を脱退できます。
また、脱退したことにより、障害者手帳や障害年金の受給資格等が無効になることはありません。

詳細は、お問い合わせください。

お問い合わせ先

山口総合支所保険年金課	福祉医療担当	TEL（083）934-2803
小郡総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL（083）973-8131
秋穂総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL（083）984-8022
阿知須総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL（0836）65-4113
徳地総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL（0835）52-1113
阿東総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL（083）956-0992

へお問い合わせください。